

幼児教育・保育現場における カリキュラムデザインに関する一考察

——保育のグランドデザインの編成プロセスにおける構造と現実的課題——

上 村 晶

A Study on the Design of the Curriculum in ECCE

—The Structure and Realistic Issues in the Process of Organizing the Based Educare Curriculum—

Aki UEMURA

1. 問題と目的

1) 近年の保育制度の動向と保育のグランドデザインの重要性

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、国内の幼児教育・保育をめぐる動向は著しく変化してきている。この新制度は、子ども・子育て関連三法（平成24年8月）の制定に伴い、乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、支援の量の拡充と質の向上を図りながら、子育てを社会全体で支えていくことを目指している⁽¹⁾。

また、この制度を検討していく中で同時に議論されてきたのは、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進である。この経緯を踏まえ、学校・児童福祉施設の両方の性格を持ち併せた幼保連携型認定こども園の増加が注目されており、過去3カ年の経年変化を見ると、平成26年度の720園から、平成27年度の1930園、平成28年度の2785園へと、増加の一途を辿っている⁽²⁾。加えて、平成26年4月には、内閣府・文部科学省・厚生労働省より幼保連携型認定こども園教育・保育要領が策定され、全ての子どもに質の高い幼児期の教育及び保育の総合的な提供を目指すと同時に、幼稚園教育要領や保育所保育指針との整合性を図りながら園のカリキュラムを検討している実情も見受けられる。

このような現状を踏まえると、現場の保育者が最も思案する事項の1つとして、園の根幹となる教育課程・保育課程と、年間指導計画・月間指導計画などの長期指導計画、実際の子どもたちの姿を中心に立ち上げる週案・日案などの短期指導計画との系統性が問われるようになることが推測される。つまり、今後ますます多様な生活リズムの子どもたちが共に園生活を過ごすことが予測される中で、園の根幹となるカリキュラムから、生活や発達の連続性を確保した弾力的なカリキュラムの計画・実践へと、どのようにつなげていくかが重要になると考えられる。その中で、園の根幹となる計画がどのように編成されているかという視点は、園のすべて

の計画の基盤として特に注目していく必要があるだろう。

国が示すナショナルガイドラインに目を向けると、幼稚園教育要領（平成20年度版）においては、幼稚園における教育期間全体を通じて、幼稚園の目的・目標に向かう教育の道筋を明確にしながら、幼児が充実した生活を展開できるような“教育課程”を編成して教育を行う必要があることが明記されている⁽³⁾。同様に、保育所保育指針（平成20年度版）においても、子どもの発達過程を踏まえながら、ねらい及び内容が保育所生活の全体を通して総合的に展開されるよう“保育課程”を編成すると同時に、子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意しながら各保育所が創意工夫を凝らして編成することなどが記されている⁽⁴⁾。また、平成26年に新たに策定された幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、“教育及び保育の内容に関する全体的な計画”という名称で表記されており、教育及び保育を一体的に提供するために創意工夫を凝らしながら作成することと記載されている⁽⁵⁾。以上の内容を踏まえると、教育課程や保育課程、及び、教育及び保育の内容に関する全体的な計画（本稿では名称の多様性を鑑み、以下“保育のグランドデザイン”と表記する）は、在園期間全体を見通した重要な計画であると同時に、連続性のある見通しを持った保育を保障する骨格であると言える。

このような保育制度の転換期を迎える中で、保育のグランドデザインの在り方を再考する必要があると考えられる。特に、平成30年度からの全面実施を目前に控えた幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領のトリプル改訂の展望を考慮すると、どのような保育のグランドデザインが園の根幹として望ましいのか、また、どのように系統性を担保しながら長期・短期指導計画へと細分化・具体化していくかなど、幼児教育・保育現場におけるカリキュラムデザインの在り方について、今だからこそ問い直す必要があるだろう。

2) 課題の所在と本研究の目的

以上のような保育のグランドデザインを再考する上で、様々な疑問が浮上する。

第一に、どのようにグランドデザインが編成されていくか、またどのように活用されているかなど、実際の編成・活用上の問題である。これらの保育のグランドデザインは、園における全ての指導計画の基盤となるため、全職員参画の下で編成され、全職員で共有していくことが期待される。しかし、実際の教育・保育に携わる保育者は、短期指導計画（月案・週案・日案など）や個別指導計画を作成することが非常に多いという実情もあり、グランドデザインに対する意識の乏しさも見受けられる。したがって、各園において編成・活用していくプロセスにおいて、どのような課題があるかを明らかにする必要があるだろう。

第二に、各園だけでなく行政にも目を向け、市町が目指す子ども像や教育・保育方針などがどのように編成・共有されているかという問題も注視すべきであろう。特に、公立の幼稚園・保育園では、市町の教育・保育の方針や目標との一貫性を図りながら、また市町の方針をうまく組み入れながら、自園の地域性や特色を更に生かしたオリジナルのグランドデザインが編成されており、概ねの市町が目指す方向性は各園においてある程度の共通性を有していると推測される。したがって、そのような編成・共有の際に、市町などの行政レベルではどのような点

に留意して編成したり、市内の園との間で共有したりしているかということも、注目すべき視点だと考える。

そこで、本研究では、園の根幹となる保育のグランドデザインに着目した調査を通じて、その編成プロセスの構造と編成・活用上における現実的課題を明らかにしながら、幼児教育・保育現場におけるカリキュラムデザインの在り方について検討することを目的とする。第2章では、保育者を対象とした質問紙調査を通じて、保育のグランドデザインを編成していく際の「各園レベルにおける課題」を明らかにする。また第3章では、市の保育を管轄する行政担当者を対象としたインタビューを通じて「行政レベルにおける課題」を明らかにする。その上で、各園レベル及び行政レベルにおける現実的な課題を踏まえて、今後の幼児教育・保育現場に求められるカリキュラムデザインの在り方や展望を見出していく。

2. 各園レベルにおける現実的課題（調査1）

1) 目的と方法

(1) 調査目的

調査1では、保育者を対象とした質問紙調査を通じて、保育のグランドデザインを編成・活用していく際の工夫点・課題点に着目しながら、各園レベルにおける編成プロセスの構造と現実的課題を明らかにすることを目的とした。

(2) 調査方法・分析方法

平成28年8月4日にA県内の保育園・こども園に主任として勤務する保育者88名（公立73名、私立15名）を対象に無記名式質問紙調査を実施した。基本属性（市町・公私立・園の属性、主任としての経験年数）を尋ねると同時に、以下の4項目について回答を求めた（複数回答可）。

- ①保育課程及び全体的な計画の編成時期及び編成方法
- ②保育課程及び全体的な計画の見直し時期及び見直し方法
- ③保育課程及び全体的な計画を編成・見直し・共有する際の工夫点
- ④保育課程及び全体的な計画を編成・見直し・共有する際の課題点

分析方法として、①・②に関しては、該当する項目内容を整理し、数値（実数）として算出した。また、③・④に関しては、得られた自由記述回答を基にKJ法（川喜田1970⁽⁶⁾）を用いて概念・カテゴリーを生成すると同時に、それぞれの課題点・工夫点という相違点に着目しながら、構造化をした。

(3) 倫理的配慮

本調査は、一般社団法人愛知県現任保育士研修協議会が主催する主任研修「保育課程」の参加者に実施したことから、「(社)愛知県現任保育士研修運営協議会データ利用規約」を遵守し、データは本研究のみに使用すること、参加者の個人情報を守るために無記名式質問紙調査で実施すること、調査協力者の個人が特定されないよう人権に配慮することを誓約した上で、承諾を得た。また、調査協力者に対しては、研究趣旨を口頭で説明し、回答は任意回収とさせてい

ただく旨を申し添えると同時に、個人情報保護に留意して個人名や園名・所属する市町が特定・開示されないことを伝え、調査協力の同意を得た。

2) 調査結果

(1) 調査協力者の属性

得られたデータ（最終回答数は42、回収率47.7%）から調査協力者の属性を整理した結果、合計24市町に勤務する公立こども園3名、公立保育園33名、私立保育園6名の保育者から回答が得られた。なお、主任としての経験年数は1～6年であり、平均2.6年であった。

(2) 保育課程及び全体的な計画の編成時期及び編成方法

まず、保育課程及び全体的な計画の編成時期と編成方法に関する回答を分類した結果、編成時期（n=45）に関しては、年度初め（n=28, 62%）、年度末（n=13, 29%）の順で回答が多かった。また、その他として、5月中旬（n=2）、編成時期不明（n=1）、3年前に改定を編成し直したものを援用している（n=1）などの回答が得られた（図1）。

次に、編成方法（n=49）では、園長が編成する（n=16, 33%）が最も多く、次いで、園長と主任で編成する（n=13, 27%）、市町規定の保育課程を援用する（n=9, 18%）、全職員で編成する（n=7, 14%）、園長・主任・リーダーなどの主要チームで編成する（n=4, 8%）という順で回答が得られた。また、主任に一任されて編成するという回答は存在しなかった（図2）。

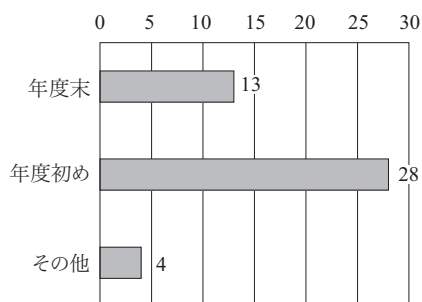


図1 編成時期 (n=45)

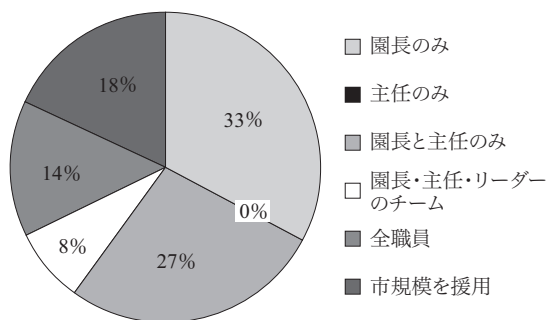


図2 編成方法 (n=49)

(3) 保育課程及び全体的な計画の見直し時期及び見直し方法

次に、保育課程及び全体的な計画の見直し時期と見直し方法に関する回答を分類した結果、見直し時期（n=45）に関しては、年度末（n=24, 62%）、年度初め（n=13, 29%）の順で多かった。また、その他（n=8）として、5月上旬に見直す（n=2）、各期に見直したものを年度末に反映させる（n=2）という回答や、法律改定時のみ見直し（n=1）、編成時期不明（n=2）、具体的な見直しはなし（n=1）などの回答も得られた（図3）。

同様に、見直し方法（n=53）においては、全職員で見直す（n=22, 41%）が最も多い回答であり、次いで、園長が見直す（n=13, 24%）、園長と主任で見直す（n=9, 17%）、園長・主任・リーダーなど主要チームで見直す（n=3, 6%）、主任が見直す（n=1, 2%）という順で回答が

多かった。また、見直しはしていないという回答も6% (n=3) 見られたと同時に、その他 (n=2) として、園長会で全て決定している (n=1)、園長と大学の先生が協議し見直す (n=1) などが挙げられた (図4)。

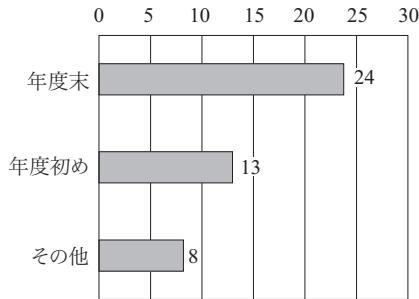


図3 見直し時期 (n=45)

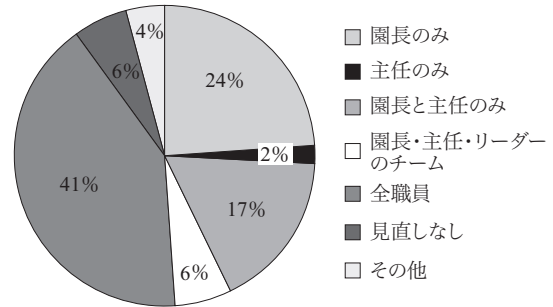


図4 見直し方法 (n=53)

(4) 保育課程及び全体的な計画を編成・見直し・共有する際の工夫点

編成・見直し・共有の際の工夫点に関して、得られた全データ (n=63) から概念とカテゴリーを生成した結果、19概念、12カテゴリー、5コアカテゴリーが見出された (表1)。以下、コアカテゴリーを《 》・カテゴリーを【 】で記す。

表1 保育課程及び全体的な計画を編成・見直し・共有する際の工夫点 (n=63)

コアカテゴリー	カテゴリー	概念	n	定義	
編成方法と配慮	市方針と園独自性のバランス	市統一書式採用	4	骨子は市の統一書式を採用し、大きく変えない 市方針と園独自性を組み合わせる 園の状況や特色などの独自性の強調	
		市方針と園独自性の複合 園独自性強調	2 5		
	情報収集	保育指針や資料	1	保育指針や様々な資料を基に編成	
	発達の連続性重視	発達の連続性 各月の発達のめやす	発達の連続性	1	発達過程への配慮 (乳児・幼児) 各月の発達のめやすの明確化
各月の発達のめやす			1		
	地域性の重視	地域性の重視	3	行事反省や保護者アンケートなどを基に地域性を盛り込むよう重視	
編成メンバー	チームによる編成	チームによる編成	3	職員数が多いため各年齢による編成 リーダー・主任・園長のチームで編成	
		引継ぎ式編成	1		
	引継ぎ式編成	引継ぎ式編成	4	前年度職員が編成し、引き継いで再確認	
見直し方法	見直し時期の細分化	見直し時期細分化	3	1年に1度でなく期ごとに見直す	
		見直し方法の重点化・簡便化	朱書き活用	2	相互に朱書きをしながら見直す
			付箋活用	3	見直し部分に付箋を貼って重点的に見直す
共有方法	読み合わせ共有	職員間読み合わせ	13	完成後に全職員で読み合わせる	
		明確な理念と暗唱	3	理念はわかりやすい理念を朝唱えて共有	
	掲示・携行	掲示	4	職員室や各保育室など目の届く場所に掲示	
		携行	3	各自ファイリングして手元に持っている	
	社会的発信	情報開示	1	HPなどにUPして開示している	
		保護者への周知	4	保護者に年度当初に配布・説明をして周知	
非関与	非関与	非関与	2	園長が編成しているため非関与	

まず、《編成方法と配慮》として、編成の際に市統一書式を採用する・市方針と園独自性を

複合する・園独自性を強調するなど、【市方針と園独自性のバランス】に関する工夫が多かった。これは公立園勤務の保育者が回答者の85.7%を占めていたことから、公立としての市統一書式の採用と園の独自性や地域性の明示化が複合していたことが推測される。同時に、編成時の配慮として保育指針や資料などを基に編成を行う【情報収集】や、発達過程のつながりへ配慮した【発達の連続性重視】、地域性や保護者ニーズを反映・重視した【地域性の重視】などのカテゴリーが見出された。

次に、《編成メンバー》としては、園の中核を担うメンバーやチーム保育を組む少人数で編成する【チームによる編成】と、前年度職員が編成したものを引き継ぐ【引継ぎ式編成】など、編成する対象者が様々であった。同様に《見直し方法》として、見直しを期ごとに行う【見直し時期の細分化】と付箋や朱書きを活用した【見直し方法の重点化・簡便化】が挙げられた。

更に、職員間における《共有方法》としては、全職員間で完成後に読み合わせる・毎朝唱えるなどの【読み合わせ共有】と、園内掲示やファイリング携行などの【掲示・携行】が見出された。同時に、園のHPで保育課程を公開する情報開示や、保護者に年度初めに説明する保護者説明など、【社会的発信】のカテゴリーも見られた。その他、主任である自分自身は関与していない・園長に一任しているなどの《非関与》というカテゴリーも生成された。

(5) 保育課程及び全体的な計画を編成・見直し・共有する際の課題点

また、課題点についても得られた全データ (n=82) から概念とカテゴリーを生成した結果、19概念、9カテゴリー、5コアカテゴリーが見出された (表2)。前述の工夫点と同様に、以下、コアカテゴリーを《 》、カテゴリーを【 】で記す。

表2 保育課程及び全体的な計画を編成・見直し・共有する際の課題点 (n=82)

コアカテゴリー	カテゴリー	概念	n	定義
各保育者の意識・理解の乏しさ	各保育者の意識・理解の乏しさ	各保育者の意識の低さ	7	保育課程に対する職員の意識が低い 保育課程と指導計画のつながりや保育課程の重要性を理解していない
		各保育者の理解の乏しさ	6	
編成・見直し上の難しさ	編成・見直し時間の欠如	編成や見直し時間の欠如・忙しさ	12	年度初めや年度末は見直す余裕がない・大切とわかっていても忙しくて時間がない
	編成時の難しさ	表記の難しさ	2	言い回しや文章化が難しい 各年齢で各々作ると発達過程にずれが生じる 自園で触れる部分が限定され独自性に欠ける
		発達の非連続性 独自性の欠如	2	
見直しの大変さ	見直しの大変さ	2	全ての子どもの姿を把握できず見直しが大変	
全職員の参画・共有・周知徹底の難しさ	全職員参画・共有・周知徹底の難しさ	全職員参画の難しさ	3	若い保育士から意見が出ない パートを含む全職員が集まらず共有できない 配布のみに留まり周知徹底が不十分
		全職員共有の難しさ 不十分な周知徹底	4	
	異動に伴う再検討の必要性	園長移動に伴う再検討 職員異動に伴う再検討	2 5	園長が変わるとまた仕切り直しになる 職員の移動により再度年度初めに検討が必要
共有時間の欠如	共有時間の欠如	4	新年度準備のため全職員で話し合えない	
活用頻度の乏しさ	活用頻度の乏しさ	通常時の非意識	4	挟んであるだけで読まない・目を通していない 指導計画作成時に活かされていない 上層部トップダウン編成に伴う現場レベルの実態との乖離
		計画作成時の非活用 トップダウン作成に伴う非現実感	6 2	
非関与	非関与	全職員非関与	4	職員全員で作成していない 園長しか触っていないのでわからない 市統一書式のため話し合いなどはない
		園長一任による非関与	2	
		統一書式による非関与	2	

まず、《各保育者の意識・理解の乏しさ》は、保育課程に対する【各保育者の意識の低さ】や保育課程の重要性や系統性に関する【各保育者の理解の乏しさ】など、一人一人の保育者の意識や理解が乏しいことが見出された。また、《編成・見直し上の難しさ》として、総じて年度末や年度初めは新年度準備や職員の異動などで多忙を極めており、編成・見直しをする時間が全般的にない、全職員で集まってじっくり話し合う時間がないという課題点が最も多く挙げられ、【編成・見直し時間の欠如】というカテゴリが見出された。その他、表記や文章化の難しさ・発達過程にずれが生じ連続性の担保が難しい・園の独自性に欠けるなどの【編成時の難しさ】という編成時の課題と、全ての子どもを把握できていないからこそ生じる【見直しの大変さ】など見直し時の課題も挙げられた。

続いて、《全職員の参画・共有・周知徹底の難しさ》として、正規職員と非正規職員で構成されている保育園やこども園の場合、パートを含む全員で集まって共有したり発言者が限定されたりするなど、全職員が参画した編成・見直しが難しいなどの全職員参画の難しさや、全員で集まって話し合えないという全職員共有の難しさ、配布のみに終始して共通理解や周知徹底が不十分であるなどの不十分な周知徹底、などを含む【全職員参画・共有・周知徹底の難しさ】というカテゴリが生成された。その他、新年度準備で忙しく全職員で話し合う時間がないという【共有時間の欠如】などが示されたと同時に、公立園特有の【異動に伴う再検討の必要性】も見られ、園長や職員の移動に伴う仕切り直しや再検討が必要になるなどの苦労が浮き彫りになった。

最後に、《活用頻度の乏しさ》として、実際には編成・共有後に目を通す機会がないなどの通常時の非意識や、指導計画作成時に活かされていないという計画作成時の非活用が挙げられ、編成された後に日々の教育・保育実践に反映されていない実態が浮上してきた。また、編成段階においてトップダウンで降りてきた保育課程に関しては、助言者の意向が強いため現場レベルにおける実態や願いと乖離が生じているなど、トップダウン作成に伴う非現実感なども見出された。その他、工夫点と同様に、全職員が編成に携わっていない・園長に一任している・市統一書式のため話し合いはないなどの《非関与》というカテゴリも生成された。

3) 考察

以上の結果から、各園レベルにおける保育課程及び全体的な計画の編成プロセスにおいて、次の2点が見出された。

(1) 編成・見直しの実態

まず、編成・見直しの時期として、年度末に見直しをした後に、年度初めに改めて編成・検討するというプロセスを辿ることが多かった。また、編成段階では市統一書式を援用したり、園長もしくは園長・主任が主となって基盤を編成したりすることが多かった一方で、見直し方法に関しては全職員による見直しが最も多く見られた。したがって、年度末および年度初めにおける保育者の多忙さに配慮し、基盤となる部分は市統一書式に準拠したり法人書式に基づいたりしながら、園長・主任を中心として編成したりするものの、最終的な見直し・決定・共有

などは、人事異動を終えて新しい職員体制となった年度初めに、全職員で行っていることが多いと考えられる。

その一方で、保育課程には全く関与していない、園長に編成・見直しに一任している、市統一書式があるため全く触らない、などの回答も見られた。この点に関し、保育所を対象とした第三者評価の評価判断基準のガイドライン（全社協2016⁽⁷⁾）においては、「保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成していること」「保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かされていること」などの評価基準が設定されており、保育課程は園の全体的かつ一貫性のある計画であるため、保育に携わる職員が参画しながら編成し、定期的に評価・改善することが望ましいとされている。また、2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016⁽⁸⁾」の中でも、保育の質を低下させないことを前提に、国家戦略特区の活用・保育の担い手の活用・情報公開などと同時に、第三者評価の推進などが提言されていることから、今後あらゆる保育所において第三者評価を受審していくことを見据えると、保育のグランドデザインの編成・見直しの在り方を問い直すことが重視されていくであろう。したがって、園長一任や市書式で全てを統一するのではなく、全職員で課題を掘り起こしながら自律的に編成に参画し、地域に開かれた自園オリジナルのグランドデザインを編成していく工夫が必要であろう。

② 編成・活用上におけるプロセスモデルにみる4段階

次に、編成プロセスにおける工夫点と課題点を分析した結果、図5のようなプロセスモデルが明らかになった。編成から活用に至るまでの段階を、4つにまとめた上で考察する。

①第1段階：編成前段階

まず、編成する以前の問題として、編成前段階において、保育課程に対する各保育者の意識や理解が重要であることが見出された。すなわち、【各保育者の意識・理解の乏しさ】があると、必然的に【非関与】という状況を誘発してしまうため、組織として編成する前に、個人として保育課程や全体的な計画が保育カリキュラムの基盤として重要であることを自覚する必要性が示唆された。自らも組織の一員として編成に携わる意識を持ち、積極的に理解を深めながら参画していく姿勢が重要であると考えられる。

②第2段階：編成・見直し段階

その上で、編成・見直し段階としては、特に公立園で【市方針と園独自性のバランス】を上手く図りながら取り組んでいることが明らかになった。保育課程や全体的な計画は、地域や子どもたちの実態に応じて園の独自性や特色を重視した編成が求められる一方、公立園においては、市の方針としてある程度一貫性のあるグランドデザインを編成し、市全体の教育・保育の共通性を図る必要があるだろう。具体的には、市統一書式援用・市方針と園独自性の複合・園独自性強調の3つの概念が見出されたが、濃淡はあるものの市の方針に準拠しながら、各園の独自性を明確化することが重要であると言える。

また、編成・見直しを行うメンバーとして、園長・主任（もしくは各リーダーを含む）を核とする【チームによる編成】と、前年度職員が各年齢を再度検討して次の担当者に繋いでいく【引継ぎ式編成】の2つが見出された。しかし、特に【引継ぎ式編成】においては、職員や園

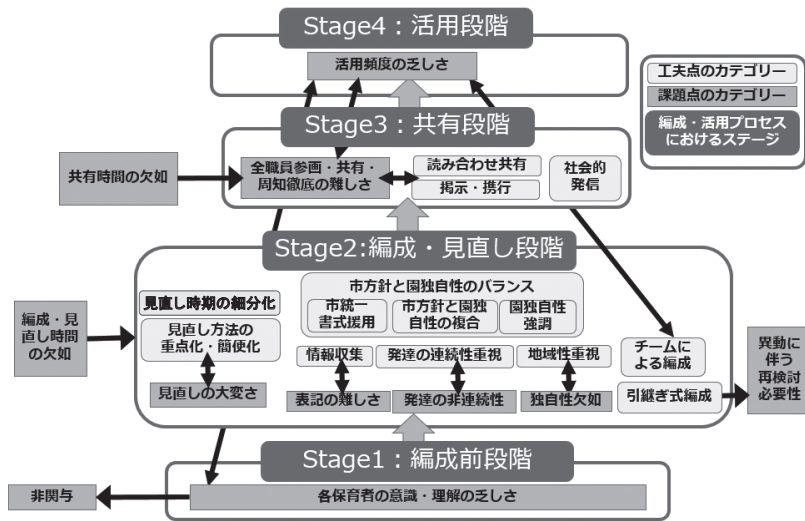


図5 各園レベルにおける保育課程及び全体的な計画の編成プロセスの構造

長の異動に伴い最初から編成し直す・再検討が必要になるなどの【異動に伴う再検討必要性】という課題を誘発していることが明らかになった。本来、当該年度の課題点・改善点は当該年度担当者が最も熟知しているため、担当者が責任を持って見直したカリキュラムに準拠して次年度の実践を展開していくことが望ましいと考えられ、このような問題が浮上しないような組織編成が重要であろう。

同時に、具体的な編成・見直し内容として【情報収集】・【発達の連続性重視】・【地域性重視】という工夫点と、【表記の難しさ】・【発達の非連続性】・【独自性欠如】などの課題点も見出され、これらは対立構造にあると考えられる。つまり、発達や地域性を重視したり様々な情報収集を基に編成や見直しをしたりと配慮しているが、実際には発達にずれがある・園の独自性が表れない・文章化が難しいなどの課題を未だ抱えているという実態が明らかになった。

最後に、編成・見直し段階全体へ大きな影響を及ぼしていた要因として【編成・見直し時間の欠如】が挙げられた。特に年度末・年度初めは忙しく、グランドデザインを見直す重要性を理解していても実際には時間を多く割けないという、保育現場が抱えるジレンマが浮き彫りになった。その影響を受け、見直しに時間を費やすという【見直しの大変さ】が挙げられた反面、年度末の負担を減らす【見直し時期の細分化】や、必要な部分に重点を置く【見直し方法の重点化・簡便化】などが見出され、限られた時間の中で効率的に全員が参画できるような工夫を凝らすことが求められると考えられる。

③第3段階：共有段階

次に、共有段階としては、年度末及び年度初めの慌ただしさから【共有時間の欠如】の影響を受けて【全職員参加・共有・周知徹底の難しさ】が挙げられた。しかし、限られた時間の中で【読み合わせ共有】をしたり各自が【掲示・携行】したりしながら、周囲の保育者と共有している現状も明らかになった。このグランドデザインは、全職員と適切に共有されることで、

初めて保育の方向性に対する共通認識を深めたり、園としての保育水準を担保したりできることにつながると言えよう。共有する時間が足りない現状を打破することが難しい際には、可能な限り効率的に共有できるような具体的方策で対応していく必要があると考える。

また、園内に閉じられたものとしてランドデザインを取り扱うのではなく、情報発信や保護者説明などの【社会的発信】は非常に重要な共有であろう。園内の保育者間の共有に留めず、保護者や地域とも共有しながら社会に開かれた保育のランドデザインを編成していくことが、現代に求められるカリキュラムデザインの在り方であると考えられる。

④第4段階：活用段階

最後に、活用段階として、通常時の非意識・計画作成時の非活用・トップダウン作成に伴う非現実感などによる【活用頻度の乏しさ】が顕著に見出された。この背景には、第1段階の【各保育者の意識・理解の乏しさ】や、第2段階の【チームによる編成】、第3段階の【全職員参画・共有・周知徹底の難しさ】などと密接に絡み合っていると考えられる。すなわち、各保育者がランドデザインの重要性をしっかりと理解し、全員参画のもとで編成・見直し・共有がなされていれば、長期指導計画などを作成していく際に必然的に反映されていくことが推測される。編成されたランドデザインを有機的に活用する鍵は、一人一人の保育者の主体的な意識と、各保育者が自律的に参画できる組織作りにあると考えられる。

以上のように、各園レベルにおけるランドデザインの編成プロセスにおける構造が見出された。特に、公立園において市方針と園の独自性のバランスを図るよう努めていること、限られた時間で見直し・共有を全職員でできる方策を模索していることなどの特徴的な工夫が明らかになった。しかし、編成・見直し・共有に関する全体的な時間の欠如の影響が大きいこと、ランドデザインに対する各保育者の意識・理解や活用頻度が乏しいことなどの課題も見られた。

また、実際にランドデザインを編成していく上で、園の公私立に応じて実態が異なることが示唆された。つまり、私立園では、各法人や各園で統一書式を示したり園の独自性を出したりしながら編成されていたが、公立園では行政レベルによる市町統一のランドデザインに準拠しながら、各園で創意工夫を凝らして編成されていた。したがって、公立園における編成プロセスでは、行政レベルと連携を図りながら系統性を担保しつつ、園の独自性を盛り込んでいくことが求められると言えるだろう。次章では、行政を対象とした調査を通して、現場レベルとは異なる行政レベルの現実的課題を明らかにしていく。

3. 行政レベルにおける現実的課題（調査2）

1) 目的と方法

(1) 調査目的

調査2では、行政担当者を対象とした調査を通じて、市町における保育のランドデザイン

を編成・していく際の工夫点・課題点に着目しながら、行政レベルにおける編成プロセスの構造と現実的課題を明らかにすることを目的とした。

(2) 調査方法・分析方法

平成28年3月15日に、A県B市子ども部保育課の指導主事（主幹）へ半構造化インタビューを実施した。B市は、A県内の中で幼保一体化の流れを先駆けて導入しており、今後の保育制度の動向を見越した際に先駆的知見が得られると判断し、B市を行政レベルにおけるインタビューの対象市として選定した。

半構造化インタビューは、B市役所の保育課内にある一室で、筆者と調査協力者の2名で実施した（合計103分）。具体的な設問として、①B市の教育・保育の現状、②B市統一カリキュラムの見直しの変遷とポイント、③B市と各園におけるカリキュラムの系統性、④今後の展望と課題、の4つについて重点的に尋ねた。なお、得られた回答は、ICレコーダーにて録音した後、逐語録として文字化した上で、①逐語録から保育のグランドデザインを構成していく特徴的な語りに焦点を当てながら概念を生成する、②類似性を見極めてカテゴリーを作成する、③KJ法（川喜田1970⁹⁾）を用いて、カテゴリーのまとまりを編成プロセスにおける工夫点・課題点に着目しながら構造化した。

(3) 倫理的配慮

平成28年2月に、B市子ども部保育課宛てに研究趣旨を文書及び口頭で説明し、日本保育学会倫理綱領に基づいて個人情報保護法を遵守すること、研究対象となるB市の利益を損なわないよう配慮しながら実施することを伝えた上で、依頼をした。同時に、閲覧可能な資料は、原則として本研究のみに使用することを併せて伝え、B市の同意を得た。

2) 調査結果

(1) B市の幼児教育・保育の現状について

まず、B市の幼児教育・保育の現状を尋ねた結果、表3のような回答が得られた。

保護者配布用資料である「B市子ども園・幼保連携型認定子ども園（0～2歳児）のご案内（平成28年度版）⁽¹⁰⁾」によると、B市における「子ども園」は、公私立保育園及び公立幼稚園

表3 B市における子ども園の概要と園数（平成28年4月時点）

B市における子ども園、及び幼保連携型認定子ども園（0～2歳児）の定義	<p>A) 子ども園：B市内の公立幼稚園・公私立保育園の施設名称を統一して使用しており、基本的な機能の違いを有しながら、以下7点において一体的な運用を行っている。</p> <p>①施設名称・保護者負担・職員配置基準の統一、②所轄部署の統一 ③保育園で保育を必要としない4・5歳児の受入れ ④保育カリキュラムの統一、⑤公立幼稚園での延長保育の実施 ⑥共通の保育時間（8:30～15:00） （※その他として7:30～8:30の早朝保育と15:00～19:00の延長保育あり） ⑦公立保育園保育士と公立幼稚園教諭の人事交流</p> <p>B) 幼保連携型認定子ども園（0～2歳児）：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、私立幼稚園が認可を受けて0～2歳児の保育を実施する園のことを指す。</p>
市内子ども園数	<p>A) 子ども園83園 保育所認可の市立園55園・保育所認可の私立園16園、幼稚園認可の市立園12園</p> <p>B) 私立幼保連携型認定子ども園6園 （※この他、B市内に私立幼稚園19園がある）</p>

の総称で、各施設の機能の特色を有しつつ職員配置基準や所轄部署・保育カリキュラムの統一、保育時間の共通などにおいて一体的な運用を図る施設として位置付けられており、平成28年4月時点で計83園存在している。また、同様に「私立幼保連携型認定こども園」は、私立幼稚園の中で0～2歳の保育を実施する認可を受けた園としてB市では位置付けられ、同じく平成28年4月時点では6園存在していた。

(2) 幼保一体化への歴史的変遷

続いて、B市における幼保の一体的な運用に関する歴史的変遷についてまとめた(表4)。

表4 B市における幼保一体化に係る歴史的変遷

昭和25～40年	保育園・幼稚園の創設期(大正14年初の幼稚園、昭和23年初の保育園を設置)
昭和45年	幼保の人事交流開始
昭和50年	教育保育職として一括採用を始める
平成13年	市長部局に「子ども課」創設、所轄部署の統一(平成17年以降子ども部保育課へ)
平成15年	保育士と幼稚園教諭の総称を「保育師」と命名・使用開始
平成17年	「B市次世代育成支援行動計画」で幼保一体化の推進を計画の重点事業に位置づける国の実施する「総合施設モデル事業」において、市立C保育園が指定を受ける、「幼保一体化検討会」を設置して、半年間計6回の幼保一体化推進に関する審議
平成18年	「保育園・市立幼稚園の一体的な運用について」のパブリックコメントの収集(12月)
平成19年	市保健福祉審議会に一体的な運用と保育料統一を諮問し、答申を受ける(1～3月)9月市議会にて施設名称の変更・保育量の統一に係る関係条例の一部改正議案が可決公立幼稚園・公私立保育園にて、一体的な運用に係る保護者説明会を開催(9～12月)
平成20年	市内の公立幼稚園・公私立保育園を幼保一体的な運用を行う「こども園」として統一

幼保一体化を推進してきた歴史的変遷を見ると、昭和40年までは、幼稚園と保育園は人事や教育・保育内容においてそれぞれ独立しており、いわゆる二元化体制で進められてきた。しかし、国内でも有名な自動車産業を抱えているB市は、昭和40年以降に当該自動車産業の拡充に伴い子どもの総数が増大し、受け皿の拡充が求められるようになった。これらの現象に対応すべく、昭和41年の「第1次B市総合計画」による4・5歳児の保育園・幼稚園全員就園施策に伴い、保育園での積極的な私的契約児(保育園に入園する保育に欠けていない児童)の受け入れを推進してきた。

また、昭和45年から保育園・幼稚園の人事交流が始まり、最初は保育士が教育委員会へ出向する形式で、幼稚園教諭と保育士が徐々に相互交流を深めていった。人事交流が更に活発化したことを機に、昭和50年に幼稚園教諭・保育士を「教育保育職」としての一括採用に至った。

その後、平成13年には、幼稚園と保育園を所轄する部署を統一し、市長部局に「子ども課」を創設した。保育カリキュラムの統一性の検討を重ねる中(後述に詳細記載)で、保育士も幼稚園教諭も同じB市の子どもたちの教育・保育を担う専門家であるという認識に至り、平成14年に職員に一斉アンケートを実施して新しい幼稚園教諭・保育士の総称を検討した結果、平成15年度より保育士と幼稚園教諭の総称として「保育師」という名称で使用し始めることとなった。この職名の統一に関しては、幼稚園と保育園に勤務する職員の意識の違いを解消することを目的としていること、またアンケート結果を踏まえて「保育師」という名称を採用し

た経緯としては、武士の「士」よりも教師の「師」の方が、志を持って保育に当たるという精神性が反映されるという議論の末に決定されたことが、インタビューから見出された。

以上のように、人事採用枠や所轄部署の統一、保育師という名称統一などの経緯を踏まえ、平成17年4月に策定された「B市次世代育成支援行動計画」においては、幼保一体化の推進を計画の重点事業として位置づけ、平成17年10月より幼保一体化検討部会を設置して、半年間で計6回に渡り幼保一体化推進に係る審議をした。平成18年12月には、B市の幼保一体的な運用に関するパブリックコメントを収集し、平成19年に市保健福祉審議会への諮問と答申を受けた後に関係条例の一部改正議案が可決されたことを踏まえて、平成19年度末にかけて、公立幼稚園及び公私立保育園において一体的な運用に係る保護者説明会を開催した。このような流れを踏まえて、平成20年4月から、市内公立幼稚園・公私立保育園を「こども園」として統一すると同時に、職員配置基準の統一と、保育園保育料及び公立幼稚園授業料の統一に至ったことが明らかになった。

(3) 保育カリキュラム見直しの変遷

所轄部署や園名・職名の統一などの幼保一体化を進める中で、B市の保育カリキュラムも幼保合同カリキュラムとして、同時に検討されてきた。具体的な経緯は、表5の通りである。

表5 B市における保育カリキュラムの歴史の変遷

平成3年	乳幼児教育研究会において幼保合同カリキュラムの検討開始 「B市幼稚園・保育園教育課程」の策定
平成16年	「B市保育課程・指導計画」へと改定
平成22年	平成20年幼稚園教育要領・保育所保育指針の改訂を受け、再度改訂
平成27年	平成26年幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定を受け、再度改訂
平成31年	平成30年幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂や、保育所保育指針の改訂を受け、再度改訂予定

まず、平成3年に、公私立の垣根を超えて乳幼児教育研究会を設立し、幼保合同のカリキュラム策定に取り掛かったことが原点である。当初は、①B市公立園では、同じめざす子ども像と保育目標を掲げて、4・5歳児のカリキュラムを統一したこと、②国が示す幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、幼稚園・保育園における保育内容の共通化を図ること、の2点を主たる目的として挙げて、大学教員からの指導を仰ぎながら公私立園合同及び幼保合同という組織下で、一体的な幼保合同カリキュラムを検討し始めた。

その後、平成16年には、0～5歳児までの保育期間全体に渡る計画として新たに改定作業を行い、「B市保育課程・指導計画」を策定した。現在はこの流れを引き継ぎ、乳幼児研究会（乳幼児教育研究会から名称変更）の組織下で、幼稚園教育要領・保育所保育指針の改訂や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の施行に伴い、見直し・改訂作業を随時行っている。

また、平成26年度の幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定を受け、平成27年度の改訂作業では、①早朝廷長・土曜保育の指導計画を新たに記載すること、②複合クラスに関する事項を新たに記載すること、③乳児の主体性を尊重する記載方法の検討、④期の区分に関する

る検討などを行い、保育の断続的な流れを意識しながら発達の連続性が担保されるよう改訂したことが明らかになった。

(4) 幼保のグランドデザインとしての編成プロセスにおける課題点と工夫点

以上のような変遷の中で、幼保のグランドデザインとして現在の「B市保育課程・指導計画」が策定されていることが明らかになった。その中で、基盤となる統一カリキュラムの編成の在り方やB市から各園レベルにおけるカリキュラム編成・共有の流れについて、表6のような工夫点や課題点に関する概念とカテゴリーが生成された。以下、カテゴリーは【 】、コアカテゴリーは《 》で、具体的に記す。

まず、《編成・活用上の工夫点》としては、16概念と5カテゴリーが生成された。具体的には、私立幼稚園の代表者も参画して共に編成することや、担当者間で協同的に見直しをするなどの【カリキュラム策定の組織的構成】や、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定を受け

表6 B市における保育カリキュラム編成・活用上の課題点・工夫点に関するカテゴリー

コアカテゴリー	カテゴリー	概念	定義
編成・活用上の工夫点	カリキュラム策定の組織的構成	策定組織の確立 私立幼稚園代表の参画 担当者間による協同の見直し	乳幼児研究会という策定組織の確立 私立幼稚園代表者も参画して共に編成する 幼児担当と乳児担当が共同して見直しを行う
	新要領に伴うカリキュラム改訂	養護と教育の扱い 乳児の主体性の尊重 発達の連続性への配慮	養護の総則化に伴い「養育・保育」に変更 乳児に対する教育と保育の意識変容 2歳期後半から2歳への発達の連続性を見直し
	市統一カリキュラムの職員間共有の配慮	各園・各職員への配布 合同開催の園長会による周知 指導監査・指導訪問による確認 園長会と主任会の重複伝達	正規職員は1人1冊配布・各園に1冊配布 幼保一体の合同園長会で保育の考え方を共有 こども園の指導監査・私立園への指導訪問 重要な変更事項は園長会と主任会で重複伝達
	書類に関する職員への育成支援	主任・若手保育者への配慮 育休復帰者への配慮 園長主任への配慮 全保育者の研修機会の確保	市の保育課程や活用方法を学ぶ機会の確保 保育カンファレンスや公開保育など新任研修 大規模園への配慮と書類負担の軽減 指導的立場としての指導力の研修 エピソード記述の研修確保
	書類の負担軽減の配慮	書類量の軽減 作成時間の確保	週案を2週案から4週案に変更 毎日15分記録を書く時間に充てる
編成・活用上の課題点	行政と各園間における市統一カリキュラム共有の難しさ	市の方針と私立幼稚園の方針の共有の難しさ 市方針と各園レベルの系統性確認の難しさ	私立幼稚園だけ園長会が合同でないため、市としての保育の考え方を伝達する難しさがある 私立園は独自の建学の精神や保育方針があるため、深く共有することが難しい 市方針と各園の系統性について確認ができず、園長に一任されている 公立園は3年に1度指導訪問があるが、具体的な系統性までは確認が難しい
	書類負担の課題	諸書類の負担 小規模園における負担	重複書類が多く手書きのため負担が多い 新任は4週案と日案があり負担が懸念される育産休による臨時保育者には書類負担が多い 小規模園などは負担が多いため配慮を要する
園を取り巻く社会的要因	保育行政の変動の影響	新制度の影響 新制度の非影響	公立幼稚園の保育園認可による待機児童対策 国策より早く一体化の推進による非影響
	人材不足	民営化に伴う正規採用枠減少 慢性的保育者不足	5園の民営化決定に伴う正規採用枠減の方向性 育休者が多く5/6の人事で運営する難しさ 多様な就労枠設定をしても保育者が不足
	予算確保	質の向上と予算の問題	職員研修に関しては予算を削らず計上

て重要事項を改訂する【新要領に伴うカリキュラム改訂】などの編成上の工夫点が挙げられた。また、編成された統一カリキュラムを各園と共有する段階では、各園・各正規職員への配布、合同園長会による周知、指導監査や指導訪問による確認、重要事項は園長会と主任会で重複して伝達するなどの【市統一カリキュラムの職員間共有の配慮】が見出された。さらに、実際の指導計画の作成や振り返りなどの記録を作成していく上で、主任・若手保育者や育休復帰保育者への重点的な配慮や、園長主任が指導力を高めるための配慮、エピソード記述など全保育者への研修機会の確保など【書類に関する職員への育成支援】や、書類量の軽減や作成時間の確保など【書類の負担軽減の配慮】などが見出された。

また、《編成・活用上の課題点》としては、4概念と2カテゴリーが生成された。具体的には、幼稚園は公私立合同で園長会が開催されないことを踏まえ、特に私立幼稚園は独自の建学の精神があるため市の方針と共有することが難しいことなど、また、市方針と各園レベルの系統性については園長に一任されており、限られた指導訪問だけでは具体的に市統一カリキュラムに沿って各園の教育・保育課程がデザインされているかを確認することが難しいなど、【行政と各園間における市統一カリキュラム共有の難しさ】というカテゴリーが明らかになった。同時に、書類作成の負担が多い・重複書類が多いことや、小規模園では正規職員が担う仕事が多いため更なる書類の負担感が懸念されるなど、【書類負担の課題】が見出された。

最後に、編成・活用上の工夫点や課題点に影響を及ぼす《園を取り巻く社会的要因》というコアカテゴリーが明らかになった。具体的には、5概念と3カテゴリーが見出され、新制度の流れを受けた待機児童対策や、国策より一步早く幼保一体化を推進していたB市は保育行政の動向に応じて大きな影響は受けなかったなどの【保育行政の変動の影響】や、民営化に伴う正規採用枠減少や慢性的保育者不足などの【人材不足】、質の向上を目的とした職員研修の予算を削らず確保し続ける【予算確保】などが挙げられた。

3) 考察

以上の結果から、B市の幼児教育・保育の実情や幼保一体化への流れ、また幼保合同の市統一カリキュラムの歴史的変遷などを踏まえた上で、特に市統一カリキュラム編成プロセスにおける工夫点・課題点に着目しながら、行政レベルにおける保育のグランドデザイン編成プロセスを構造化したものが、図6である。

(1) 第1段階：市統一カリキュラム策定段階

まず、市統一カリキュラム策定段階として、【カリキュラム策定の組織的構成】を基盤としており、市内こども園（公私立保育園・公立幼稚園）だけでなく私立幼稚園の代表者も参画しながら、公私立の垣根を超えた中核的策定組織を位置付けるという工夫が見られた。同時に、【保育行政の変動の影響】を受けつつも、先駆的に幼保一体化を進めていたために最小限の変更しか必要とせず、保育行政の変動に適宜対応をしながら新たな市統一カリキュラムを検討する【新要領に伴うカリキュラムの改訂】を行い、その後各園へ広げるという道筋が明らかになった。

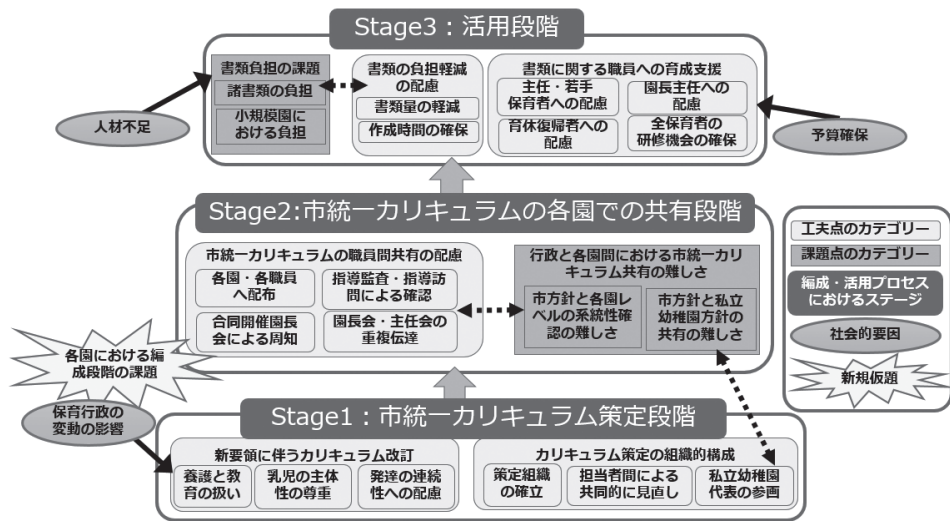


図6 行政レベルにおける保育課程編成プロセスの構造 (B市へのインタビュー調査から)

(2) 第2段階：市統一カリキュラムの各園での共有段階

次に、策定された市統一カリキュラムを各園レベルで共有する段階として、【市統一カリキュラムの職員間共有の配慮】という工夫点と【行政と各園間における市統一カリキュラム共有の難しさ】という課題点の対立構造が見出された。各園で共有するために多様な共有方法の工夫がなされていたが、行政レベルで編成した市統一カリキュラムが各園でどのように系統性を担保しながら園独自のグランドデザインの編成がなされているかという確認の難しさや、市方針と私立幼稚園の園方針との共有の難しさが現実的課題として浮き彫りになった。

(3) 第3段階：活用段階

最後に、各園レベルにおける活用段階では、行政レベルの工夫点として【書類に関する職員への育成支援】が挙げられ、保育者としてのキャリアステージに応じたきめ細やかな配慮や研修機会の確保していたことが明らかになった。その中でも、特に保育課程の見方や、長期及び短期指導計画や記録の作成方法、エピソード記述に関する研修機会の確保が重点化されていたと同時に、研修に係る【予算確保】も市として取り組んでいたことが見出された。また、書類量の軽減や作成時間の確保など【書類の負担軽減の配慮】も工夫点として挙げられた。

その反面、諸書類の負担や小規模園における書類負担などの【書類負担の課題】は未だ有していることも明らかになった。書類の負担軽減に配慮する一方で、重複書類の多さや新任・臨時職員への負担度なども挙げた背景には、慢性的保育士不足や民営化に伴う正規採用枠の減少などの【人材不足】という社会的要因が大きく影響していると考えられる。実際、平成28年度のB市では、園長主任を含めて764名の保育師総数中、育休者112名が保育課付けとなるため、実質は必要職員数の5/6の人材で日々の教育・保育を展開していくという実情が存在していた。したがって、日々の記録から次なる保育カリキュラムを編成し活用していく上でも、人材不足は負担を増大する要因として考えられる。

また、本研究結果から唯一明らかにできなかったことは、各園における編成段階の実情である。実際に、B市の各園レベルにおいては、園長会で周知徹底された後に各園長の裁量下で、自園の教育・保育課程を策定しているが、市統一カリキュラムに準拠しながらどのように編成しているかという詳細については、行政側の実態把握の難しさが見られた。この点については、各園レベルで再度インタビューするなど、今後明らかにしていくべき課題だと考える。

4. 総合考察と今後の課題

1) 総合考察

前章までの2つの調査結果から、特に課題点に着目すると、以下の点が明らかになった。

まず、各園レベルにおける現実的課題としては、①グランドデザインに対する各保育者の意識・理解の乏しさが、非関与や活用頻度の乏しさを生み出していること、②編成・見直し段階では、編成・見直しをする時間がないことや職員の異動に伴い再検討が余儀なくされること、③共有段階では、共有時間の欠如に伴い、全職員が参画して共有したり周知徹底したりすることが難しいこと、などが見出された。また、これらにおいて最も影響していることは、年度末や年度初めの多忙さによる「時間の欠如に伴う職員の参画方法」であることが明らかになった。職員の参画が乏しくなるほど、グランドデザインに対する重要性や長期・短期指導計画との系統性に対する意識や理解も低下することが想定される。よって、限られた時間の中でどのように職員が編成・見直し・共有の段階に参画しながら、グランドデザインに対する意識を涵養していくかが、今後の課題として挙げられるだろう。

また、行政レベルにおいては、市内の全ての子どもたちに等しく公平な教育・保育の提供に配慮しながらグランドデザインとしての市統一カリキュラムを策定したり、カリキュラムを周知徹底する上で様々な保育者に対する支援を行ったりしている現状が明らかになった。特に、平成3年から幼保合同カリキュラムを検討したり、平成15年には幼稚園教諭と保育士の総称を制度化したりしてきたB市は、子ども・子育て支援新制度の施行のように国の保育制度が変動する以前から幼保の一体的運用を推進してきた取り組みが多く、画期的かつ先駆的な動向であったと言えるだろう。その一方で、①各園との共有段階において、グランドデザインに関する行政レベルと各園レベルにおける系統性の確認や共有が難しいこと、②活用段階において、日常の書類の多さも保育者への負担増大の一因となっていること、などの現実的課題も見出された。これらに関しては、市町が抱える園の総数や実際に勤務する人材の不足状況など、様々な社会的要因の影響を受けていることが明らかになった。よって、今後は、各地区（ブロック）などの小単位で自律的に相互確認をするなど、行政レベルと各園レベルにおける系統性の在り方を見直していくシステムを構築するような工夫も必要になると考えられる。

2) 今後求められるグランドデザインの展望

現行の幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3つの

ガイドラインにおいては、教育課程・保育課程・教育及び保育に関する全体的な計画などの名称に違いが見られるものの、園の根幹を担う保育のグランドデザインであるという認識は共通していると言える。その中で、平成30年度の全面実施を目指してこれらのガイドラインが改訂されていく動向があり、現在、議論のとりまとめ（厚生労働省社会保障審議会児童部会保育専門委員会2016⁽¹¹⁾）や審議のまとめ（文部科学省教育課程部会幼児教育部会2016⁽¹²⁾、及び、内閣府閣府幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会2016⁽¹³⁾）などが示されている。

この改訂の柱となるのは、全ての就学前の子どもたちに等しく公平な教育・保育を提供し保障するという子ども・子育て支援新制度の基本理念に基づき、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性を確保していくことである。具体的に新しい改訂案には、小学校との接続を視野に入れて「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にし、就学前施設における学びの成果が小学校と共有されるように組み込まれていく方向性が示されている。また、教育課程・保育課程・教育及び保育に関する全体的な計画という多様な名称も、現在の進捗状況では「全体的な計画」という表記で統一化を図る案が提示されている。このあたりは、現段階ではまだ不確定要素が多いため十分な検討を要するが、保育のグランドデザインの在り方が見直されていることが示唆されていると言えよう。したがって、今後の動向を見つめながら、行政レベル及び各園レベルにおいて十分な検討と議論を重ねていく必要性があると考ええる。

また、特に幼稚園教育において「カリキュラム・マネジメントの重要性」が近年提唱されている。このカリキュラム・マネジメントとは、教職員全員参加の下で自園の特色を構築していく営みと定義づけられており、一人一人の教員が教育課程をより適切なものに改めていく基本的な姿勢を持つ重要性が指摘されている⁽¹⁴⁾。つまり、子どもの姿や地域の実情を踏まえながら教育課程を編成・実施・評価・改善していくというPDCAサイクルの中で、保育者一人一人の主體的な意識と姿勢が必要とされると考えられている。したがって、調査1で見出された編成前段階としての【各保育者の意識・理解】をどのように涵養していくか、また、共有段階における【全職員の参画・共有・周知徹底の難しさ】をどのように克服していくかなど、本研究で見出された知見は今後大いに議論すべき課題であると言えよう。今後は、園運営に必要な人的・物的資源や、家庭や地域等の外部資源も有効活用しながら、保育者一人一人が地域に開かれたグランドデザインを編成・共有する意識を持ち、各保育者がそのプロセスに自律的に携わることがますます求められていくと考えられる。

3) 今後の課題

本研究では、グランドデザインの在り方に関する実態調査から、多様な工夫点・課題点が見られたが、特に幼稚園の教育課程に関する現実的課題を見出すことができなかった。また、行政レベル・各園レベルにおけるグランドデザインの系統性をどのように担保しているかという各園レベルにおける具体的な編成状況について、明確な示唆が得られなかった。この点につい

ては、市が抱える園数や園児数、職員数との対比などの人的資源の問題も踏まえ、今後も検討を重ねていく必要があるだろう。

今後の課題としては、幼稚園及び幼稚園認可のこども園などの教育課程や全体的な計画の編成プロセスなどを幅広く調査しながら、課題を明らかにする必要があると考える。加えて、市町の規模に応じて、行政レベルと各園レベルにおいて系統性を担保したり共有したりするシステムをどのように構築しているかなど、具体的な編成・共有プロセスを追跡しながら、その実態を明らかにしていく必要があると考えられる。

引用文献

- (1) 全国保育団体連絡会・保育研究所編 (2015) 「保育白書2015」, ひとなる書房, pp. 72-90.
- (2) 内閣府 HP 「認定こども園の数について (平成28年 4月 1日現在)」 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/ensuu.pdf> (2017/01/04検索)
- (3) 文部科学省 (2008) 「幼稚園教育要領解説」, フレーベル館, pp. 49-60.
- (4) 厚生労働省 (2008) 「保育所保育指針解説書」, フレーベル館, pp. 124-129.
- (5) 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2015) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」, フレーベル館, pp. 63-71.
- (6) 川喜田二郎 (1970) 「続・発想法 — KJ法の展開と応用—」, 中央公論新社, pp. 48-77.
- (7) 一般財団法人全国社会福祉協議会 HP 福祉サービス第三者評価事業 「第三者評価内容評価基準ガイドラインにおける描く評価項目の判断基準に関するガイドライン —判断基準、評価の着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点 (保育所版)— (平成28年 3月)」 http://www.shakyo-hyouka.net/guideline/bs280301_2ball.pdf (2017/01/04検索)
- (8) 首相官邸 HP 日本経済再生本部 「日本再興戦略2016 —第4次産業革命に向けて— (平成28年 6月 2日)」 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf#search=%27%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%86%8D%E8%88%88%E6%88%A6%E7%95%A52016%27 pp. 171-172. (2017/01/04検索)
- (9) 前掲書(6)
- (10) B市 (2016) 「B市こども園・幼保連携型認定こども園 (0~2歳児) のご案内 (平成28年度版)」 保護者用配布資料
- (11) 厚生労働省 HP 社会保障審議会児童部会保育専門委員会 「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ (平成28年12月21日)」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146738.html> (2017/01/04検索)
- (12) 文部科学省 HP 教育課程部会幼児教育部会 「幼児教育部会における審議の取りまとめ (平成28年 8月26日)」 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/057/sonota/1377007.htm (2017/01/04検索)
- (13) 内閣府 HP 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会 「幼保連携型認定こども園教育・保育内容の改訂に関する審議のまとめ (平成28年12月)」 http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/shingi_matome.pdf (2017/01/10検索)
- (14) 前掲資料(2)

付記及び謝辞

本研究は、中部教育学会第64・65回大会において、口頭発表した内容を一部加筆修正したもの

であり、平成27年度桜花学園大学特別研究費助成を受けて実施した研究成果の一部である。また、調査1の保育者を対象とした調査及びデータの利用に際しては、一般社団法人愛知県現任保育士研修運営協議会への利用申請を行い、許可を得た上で実施した。

最後に、本研究において調査にご協力いただきましたA県の数多くの先生方と、B市子ども部保育課指導主事の先生に、深く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

(受理日 2017年1月11日)